

**山形県農業振興地域整備基本方針変更（案）に対する
御意見の概要及び県の考え方**

1 意見の募集時期 平成 29 年 7 月 19 日から平成 29 年 8 月 8 日まで

2 提出された意見の件数 2 件

御意見の概要	県の考え方
<p>○【本文：第 1・1】確保すべき農用地等の面積の目標について</p> <p>当基本方針（案）で示されている農地面積のほかに、県農林水産業振興計画の耕地面積（121,100ha、H27）、2015 農林業センサス（確定値）における経営耕地面積（農業経営体、100,792ha）など、農地の面積に関する様々な数値があるが、データの出典や算定根拠等の説明を加えると分かりやすい。</p>	<p>御意見の算定根拠等について、説明いたします。</p> <p>本方針は、平成 26 年 12 月時点の農用地区域内農地面積（出典：農林水産省「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「指針」という。）」に付随する公表資料「平成 26 年の農用地区域内の農地面積」）を基準とし、御質問の各種統計データと時点が異なっております。</p> <p>算定根拠は、下記①～③の「指針」規定ルールにより算出しております。</p> <p>①すう勢</p> <p>(ア) H23～26 年の農用地区域からの除外面積のすう勢（平均値）が、目標年（H37 年）まで継続すると見込む</p> <p>(イ) 荒廃農地発生面積を H22～26 年 5 年間の平均値が、目標年（H37 年）まで継続すると見込む</p> <p>②施策効果の反映</p> <p>(ア) 農用地区域外（農振白地）農地のうち集団的農地 10ha への編入見込み</p> <p>(イ) 農地中間管理事業の推進により担い手への農地集積を進め、荒廃農地の発生抑制とともに再生に取り組む</p> <p>③本県独自の考慮すべき事由として、高速道路等開発による転用（見込み）</p>

<p>○【本文：第7・2】農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向について</p> <p>①農業経営者や農業を支える人材育成機関として県立農業大学校を位置付けていない理由は</p> <p>②障がい者もこれからの農業の担い手の一人として活躍できることを位置付けてはどうか。</p>	<p>面積の控除</p> <p>①当該部分の記述は、新たな施設整備に関するものであるため、敢えて記述しておりません。</p> <p>御指摘の（既設）農林大学校は、これまで同様に農林業従事・経営を志す者の養成機関であるとともに、新規参入者・経営拡大に取り組む農業者向けの養成コース・実践塾を設定し、経営体を支援して参ります。</p> <p>②第3次農林水産業元気再生戦略（平成29年3月策定）において、「多様な人材が活躍できる農業経営の実践」を基本戦略に掲げており、農福連携による障がい者の雇用・就労の取組み等を推進することとしておりますので、同中項目「3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動」に記載いたします。</p>
--	---